

# 最低賃金に関する協定

株式会社〇〇〇〇（以下会社という）と自治労全国一般〇〇〇〇労働組合（以下組合という）は、最低賃金に関し、次のとおり合意し、協定する。

会社および組合は、この協定を確認するため、協定書2通を作成し、双方代表者は記名捺印し、各一通を保管する。

## 1. 適用労働者の範囲

株式会社〇〇〇〇に雇用されるパートタイム労働者を含む全ての労働者  
ただし、次に掲げる者を除く。

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後3カ月未満の者であって、技能習得中の者
- 掃除又は片付け（あるいはそれに準じた軽易な作業）に主として従事する者

## 2. 最低賃金金額

最低賃金は以下の金額とする。ただし、職種別および年齢別の最低賃金および適用除外した労働者の最低賃金は別に労使協議のうえ定めることとする。

18歳以上最低賃金	月額	〇〇〇,〇〇〇円
	日額	〇,〇〇〇円
	時間額	〇〇〇円

## 3. 賃金の範囲

基準内賃金（基本給、職能給、加給）とし上記金額には家族手当、通勤手当、精勤手当、臨時に支払われる賃金、1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金は含まない。

20 年 月 日

株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

自治労全国一般〇〇〇〇労働組合  
執行委員長 〇〇 〇〇 印